

## 7. その他

### (1) 税率と納期

(令和5年4月1日現在)

税	率	納	期																													
1. 市民税 (1) 個人 ・ 所得割 一律      6/100  ・ 均等割      3,500 円		第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 翌年1月1日～同月31日  給与特別徴収は6月～翌年5月までの12回  年金特別徴収は4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回																														
(2) 法人 ・ 法人税割(※1) 8.4/100 [ 但し、資本金の額又は出資金の額(※2)が1億円以下で 法人税額が年600万円以下の法人は6.0/100に軽減 ]  ・ 均等割		事業年度終了の日から2ヵ月以内(ただし、法人税において確定申告の提出期限が延長されているときはその延長された期日)  ※1 法人税割の税率について、令和元年9月末以前に開始する事業年度では、税率は12.1/100、[ ]内の場合の税率は9.7/100となります。  ※2 法人税割の税率について、平成28年3月31日以前に開始する事業年度においては、資本金等の額を使用します。																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資本金等の金額</th> <th style="text-align: center;">姫路市従業者 総数</th> <th style="text-align: center;">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下記に掲げる法人以外の法人等</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td style="text-align: center;">14万 4千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円 以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td style="text-align: center;">15万 6千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td style="text-align: center;">18万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円 以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td style="text-align: center;">19万 2千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td style="text-align: center;">48万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円 以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td style="text-align: center;">49万 2千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td style="text-align: center;">210万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td style="text-align: center;">49万 2千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td style="text-align: center;">360万円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の金額	姫路市従業者 総数	税率(年額)	下記に掲げる法人以外の法人等		6万円	1千万円以下の法人	50人超	14万 4千円	1千万円を超え1億円 以下である法人	50人以下	15万 6千円	50人超	18万円	1億円を超え10億円 以下である法人	50人以下	19万 2千円	50人超	48万円	10億円を超え50億円 以下である法人	50人以下	49万 2千円	50人超	210万円	50億円を超える法人	50人以下	49万 2千円	50人超	360万円		
資本金等の金額	姫路市従業者 総数	税率(年額)																														
下記に掲げる法人以外の法人等		6万円																														
1千万円以下の法人	50人超	14万 4千円																														
1千万円を超え1億円 以下である法人	50人以下	15万 6千円																														
	50人超	18万円																														
1億円を超え10億円 以下である法人	50人以下	19万 2千円																														
	50人超	48万円																														
10億円を超え50億円 以下である法人	50人以下	49万 2千円																														
	50人超	210万円																														
50億円を超える法人	50人以下	49万 2千円																														
	50人超	360万円																														
2. 固定資産税  1.4/100		第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 12月1日～同月25日																														

<p>3. 軽自動車税</p> <p>(1) 環境性能割（価格が50万円を超える軽自動車取得時に課税） 軽自動車の環境性能に応じて、自家用の場合、非課税、1/100、2/100のいずれか、営業用の場合、非課税、0.5/100、1/100、2/100のいずれか</p> <p>(2) 種別割</p> <table border="1" data-bbox="165 385 1005 1429"> <thead> <tr> <th colspan="2">種</th> <th>類</th> <th>税率 (1台・年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td colspan="2">総排気量50cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総排気量50ccをこえ90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総排気量90ccをこえ 125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪以上で総排気量20ccをこえるもの (ミニカー)</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊 自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他の作業用</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	種		類	税率 (1台・年)	原動機付 自転車	総排気量50cc以下のもの		2,000円	総排気量50ccをこえ90cc以下のもの		2,000円	総排気量90ccをこえ 125cc以下のもの		2,400円	三輪以上で総排気量20ccをこえるもの (ミニカー)		3,700円	軽自動車	二輪		3,600円	三輪		3,900円	四輪	自家用	5,000円	貨物	営業用	3,800円	四輪	自家用	10,800円	乗用	営業用	6,900円	二輪の小型自動車			6,000円	小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円		その他の作業用		5,900円	<p>軽自動車取得時</p> <p>5月1日～5月31日</p> <p>※一定の環境性能を有する新車の軽四輪車等については、取得の翌年度に限りグリーン化特例（軽課税率、令和9年度まで）が適用されます。 また、新車登録から13年を経過する三輪以上の軽自動車には重課税率が適用されます。</p>
種		類	税率 (1台・年)																																														
原動機付 自転車	総排気量50cc以下のもの		2,000円																																														
	総排気量50ccをこえ90cc以下のもの		2,000円																																														
	総排気量90ccをこえ 125cc以下のもの		2,400円																																														
	三輪以上で総排気量20ccをこえるもの (ミニカー)		3,700円																																														
軽自動車	二輪		3,600円																																														
	三輪		3,900円																																														
	四輪	自家用	5,000円																																														
	貨物	営業用	3,800円																																														
	四輪	自家用	10,800円																																														
	乗用	営業用	6,900円																																														
二輪の小型自動車			6,000円																																														
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円																																														
	その他の作業用		5,900円																																														
<p>4. 市たばこ税 1,000本につき 6,552円</p>	<p>翌月末日</p>																																																
<p>5. 特別土地保有税 ※平成15年度以降、当分の間新規課税停止</p> <p>〔 保有分 1.4/100 (固定資産税相当額を控除) 取得分 3/100 (不動産取得税相当額を控除) 〕</p>	<p>課税案件なし</p>																																																
<p>6. 入湯税 入湯客一人一日につき 150円</p>	<p>翌月15日</p>																																																
<p>7. 事業所税</p> <p>資産割 1㎡につき 600円</p> <p>従業者割 支払給与総額の 0.25/100</p>	<p>個人 翌年3月15日</p> <p>法人 事業年度終了の日から2ヵ月以内</p>																																																
<p>8. 都市計画税 0.3/100</p>	<p>固定資産税と同じ</p>																																																

## (2) 市税の徴収に要する経費調

(「課税状況等の調 第39表」より)

(単位:千円)

区分		年度		29	30	1	2	3	4
税収入額	①市 税	96,510,552	96,205,981	97,797,976	96,684,619	95,958,570	99,073,528		
	②個人の県民税	18,879,078	19,164,003	19,705,386	20,132,949	19,486,905	19,945,308		
	③合 計	115,389,630	115,369,984	117,503,362	116,817,568	115,445,475	119,018,836		
徴 税	人件費	④基 本 給	444,539	443,505	440,885	431,240	432,817	431,193	
		⑤諸 手 当	323,742	323,078	315,978	306,685	291,713	281,607	
		(イ)超過勤務手当	79,164	77,562	69,841	66,359	54,763	52,167	
		(ロ)税務特別手当	863	840	743	676	719	763	
		(ハ)その他の手当	243,715	244,676	245,394	239,650	236,231	228,677	
		⑥そ の 他	179,902	176,493	175,972	181,853	182,448	180,015	
	⑦小 計	948,183	943,076	932,835	919,778	906,978	892,815		
	費	需用費	⑧旅 費	760	848	997	1,561	1,758	1,880
			⑨賃 金	15,511	14,656	14,977	0	0	0
			⑩そ の 他	131,773	105,405	294,847	200,763	176,541	346,709
			⑪小 計	148,044	120,909	310,821	202,324	178,299	348,589
	⑫納 税 奨 励 金	0	0	0	0	0	0		
	⑬そ の 他	372	349	349	349	349	342		
	⑭合 計	1,096,599	1,064,334	1,244,005	1,122,451	1,085,626	1,241,746		
県民税 徴収取扱費	⑮納税通知書を基 準にした金額								
	⑯徴収額を基準に した金額								
	⑰納税義務者数を 基準にした金額	725,610	736,014	745,701	755,706	762,258	764,403		
	⑱⑰以外の金額 (過額納金及び還付加算 金に係るものを除く)	577	485	360	360	255	264		
	⑲合 計	726,187	736,499	746,061	756,066	762,513	764,667		
差 引	⑳(⑭-⑲)	370,412	327,835	497,944	366,385	323,113	477,079		
税収入額に対す る徴税費の割合	(A) (⑭/③) (%)	1.0	0.9	1.1	1.0	0.9	1.0		
	(B) (㉑/①) (%)	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.5		
税 務 職 員 数 (人)		135	134	131	132	131	128		
うち嘱託員等 (人)		5	5	5	5	5	5		

### (3) 税務機構及び職員数

(令和5年8月1日現在)

課・係等	部長	課長	課長 補佐	係長	主任	主事	主事補	事務員 他	合計	性別		
										男性	女性	
税務部	1								1	1		
主 税 課	税制担当		1	1		2		1		5	4	1
	システム担当				1					1	1	
	総合窓口・軽自動車税担当				1		3			4	2	2
	小計		1	1	2	2	3	1	0	10	7	3
市 民 税 課	管理・システム担当		1		1	1				3	1	2
	法人・諸税担当				1	4				5	3	2
	個人住民税第一担当				1	1	1	2	1	6	4	2
	個人住民税第二担当				1	1		1	1	4	4	
	個人住民税第三担当				1	1	2		1	5	4	1
	個人住民税第四担当			1		2		2		5	3	2
	小計		1	1	5	10	3	5	3	28	19	9
資 産 税 課	管理・償却資産担当		1		1	2	1	1		6	2	4
	土地第一担当			1		4		2		7	6	1
	土地第二担当				1	4	1	1		7	3	4
	家屋第一担当				1	3	2	3	1	10	5	5
	家屋第二担当				1	1	2	1	2	7	4	3
	所有者担当			1			2	1	1	5	1	4
	小計		1	2	4	14	8	9	4	42	21	21
納 税 課	債権整理室			1		1	3	2		7	6	1
	収納・管理担当		1		1	3	5	1		11	5	6
	徴収第一担当			1		1		2	1	5	4	1
	徴収第二担当				1	2		1		4	3	1
	徴収第三担当				1	2		1	1	5	4	1
	徴収第四担当				1	2		2		5	3	2
	小計		1	2	4	11	8	9	2	37	25	12
合計	1	4	6	15	37	22	24	9	118	73	45	

※任期付短時間職員、会計年度任用職員、固定資産評価員を除く

(4) 税務事務分掌

(令和5年7月1日現在)

部	課	担 当	分 掌 事 務
税	主 税	税制担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>課の庶務に関すること。</li> <li>市税の総括に関すること。</li> <li>税制の調査並びに市税の統計及び企画に関すること。</li> <li>税務事務の指導に関すること。</li> <li>納税思想の普及宣伝に関すること。</li> <li>固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。</li> <li>地域貢献納税感謝状の贈呈に関すること。</li> </ol>
		システム担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>市税総合システムの調整に関すること。</li> </ol>
	課	総合窓口・ 軽自動車税担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>軽自動車税の賦課に関すること。</li> <li>市税の公簿閲覧及び証明に関すること。</li> <li>市税の相談に関すること。</li> <li>原動機付自転車の標識の交付及び返納に関すること。</li> <li>自動車の臨時運行許可に関すること。</li> </ol>
務	市 民	管理・システム担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>課の庶務に関すること。</li> <li>市税総合システムの調整に関すること。</li> </ol>
		法人・諸税担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>法人市民税、事業所税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。</li> </ol>
	税 課	個人住民税第一担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人の市民税及び県民税の賦課に関すること。</li> </ol>
		個人住民税第二担当	
		個人住民税第三担当	
		個人住民税第四担当	
部	資 産	管理・償却資産担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>課の庶務に関すること。</li> <li>償却資産の評価及び賦課に関すること。</li> <li>固定資産評価員に関すること。</li> <li>国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> </ol>
		土地第一担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>土地の評価及び賦課に関すること。</li> </ol>
	課	土地第二担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>特別土地保有税の賦課に関すること。</li> </ol>

部	課	担 当	分 掌 事 務
税 務 部	資 産 税 課	家屋第一担当	1. 家屋の評価・賦課に関する事。
		家屋第二担当	
		所有者担当	1. 固定資産税及び都市計画税の納税義務者の管理に関する事。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関する事。
	納 税 課	債権整理室	1. 市税及び個人の県民税並びにこれらに係る徴収金の滞納処分の整理及び公売に関する事。 2. 国税又は地方税の滞納処分の例により滞納処分することができる歳入に係る債権(債権を所管する機関から移管を受けたものに限る。)の徴収及び滞納処分に関する事。
		収納・管理担当	1. 課の庶務に関する事。 2. 市税及び個人の県民税並びにこれらに係る徴収金の収納整理に関する事。 3. 市税及び個人の県民税の徴収に係る嘱託並びに受託に関する事。 4. 振替納税に関する事。 5. 過誤納金等の還付に関する事。
		徴収第一担当	1. 市税及び個人の県民税並びにこれらに係る徴収金の納税指導及び滞納処分に関する事。
		徴収第二担当	
	徴収第三担当		
	徴収第四担当		

### (5) 税務手当等

(賦課徴収手当)

- ① 市税の納税義務者の家庭又は事業所に立入って市税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合

1日につき 250円

- ② 市税又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の搜索、滞納処分に係る差押物件の封印又は差押物件の引き揚げに従事した場合

1日につき 300円